

投票所とその区域

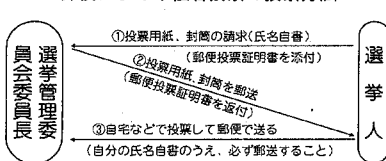
投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区 本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1～3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1～3丁目	北上公会堂
第5投票区	山谷町1～3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
第7投票区	田家1～3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1～3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	中央公民館満日分館
第12投票区	結、福島、田島、萩島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、萩島1丁目B 萩島2～3丁目、中野1～3丁目	萩川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、戸、四ツ興野、子成場 蔵曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合小学校ランチルーム
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新聞中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区 善道町1～2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1～3丁目	秋葉町町内会館
第32投票区	金沢町1～4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1～3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1～3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、萩野町、車場4～5丁目 中野4～5丁目	萩川地区ふれあい センター機能訓練室
第37投票区	北上新田、さつき野町、北湯、川口	川口地域交流会館
第38投票区	車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目	車場公会堂

※投票所を確認してからお出かけください。
 ※第11投票区、第14投票区および第16投票区は、前回選挙（平成8年10月県知事選挙、衆議院議員総選挙）と投票所が異なります。
 また、新しく第38投票区が設けられました。該当区域の方はご注意ください。
 ※第6投票区は、施設の名称が変更になっていますが、場所は今までどおりです。

郵便による不在者投票ができる人

障害の種類	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人 閣下障害 身体障害 移動機能障害 心臓障害 しん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは2級 である人として記載されている人 1級もしくは3級
●病状事が証明した人 ●軽度障害者手帳をお持ちの人	障害の程度が上記に該当する人 特別項症から第2項症 特別項症から第3項症 までである人として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の投票方法



代理投票・点字投票
 身体が不自由な人など、自分で投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な方は、点字で投票できます。投票の際は、受付へ遠慮なくお申し出ください。

郵便による不在者投票
 選挙権のある人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、新たに申請することになります。

問い合わせ

入場券のことや不在者投票所のほか選挙のお問い合わせは、市選挙管理委員会（市役所3階 24-1211内線301）へ。

投票の方法

郵便による不在者投票は、投票日の四日前（7月8日）までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなければなりません。この請求は、選挙期日の公示前でもできます。

不在者投票

入場券が印刷してありますから、切り離してご持参ください。入場券が届かなかつたら、記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へご連絡ください。

7月12日(日)は 参議院議員通常選挙

◆投票（市内38か所）……午前7時～午後8時
 ◆開票（市民会館大ホール）…午後9時15分から

投票の場所

投票所は、次のページの表のとおりです。投票所は入場券に記載してありますので、よく確かめて、お間違いないようにお願いします。
 なお、六月十一日以降に市内転居された人は、転居前の投票所で投票することになります。

投票の方法

投票の順序は、選挙区選挙が先、比例代表選挙が後になります。
 ①投票所へ入ったら、まず受付へ入場券をお出しください。受付では入場券と選挙人名簿を対照して、本人であることを確認します。
 ②名簿対照が済んだら、入場券を選挙区選挙の投票用紙に

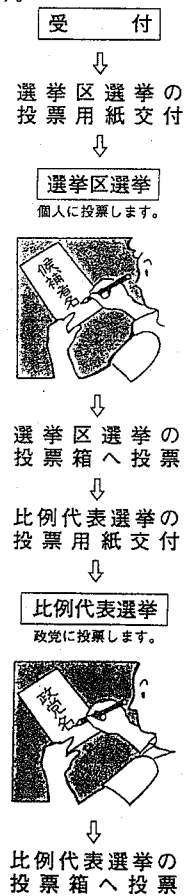
入場券について

入場券は七月一日頃までに郵送します。はがき一枚に四人の

不在者投票

投票日（七月十二日）の当日、何らかの用務で投票所へ行けない人は、その理由を記載した「宣誓書」を提出して不在者投票をすることがあります。
 「宣誓書」の用紙は、選挙管理委員会に準備してあります。不在者投票のできる期間（公示日（6月25日）から7月11日までの毎日（土曜日、日曜日でも可））は、午前8時30分から午後8時まで

投票の順序は、選挙区選挙が先で、比例代表選挙が後になります。



選挙公報を全世帯にお届けします。よくご覧になって、投票の参考とさせていただきます。